○国土交通省令第十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項及び第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車点検基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車点検基準の一部を改正する省令

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第３（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期		３　月　ごと	12　月　ごと（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）			
電気装置	点火装置	（※２）（※４）１　点火プラグの状態 （※７）２　点火時期	（※７）　ディストリビュータのキャップの状態
	（略）		
（略）			

㈱①～⑥　（略）

⑦　（※７）印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

別表第４（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期		３　月　ごと	12　月　ごと（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）			
緩衝装置	（略）		
	エア・サスペンション	１　エア漏れ （※１）２　ベローズの損傷 （※１）３　取付部及び連結部の緩み及び損傷	レベリング・バルブの機能
	（略）		
（略）			

㈱①・②　（略）

改正前

別表第３（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期		３　月　ごと	12　月　ごと（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）			
電気装置	点火装置	（※２）（※４）１　点火プラグの状態 ２　点火時期	ディストリビュータのキャップの状態
	（略）		
（略）			

㈱①～⑥　（略）

（新設）

別表第４（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期		３　月　ごと	12　月　ごと（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）			
緩衝装置	（略）		
	エア・サスペンション	１　エア漏れ （※１）２　ベローズの損傷 （※１）３　取付部及び連結部の緩み並びに損傷	レベリング・バルブの機能
	（略）		
（略）			

㈱①・②　（略）